

令和6年第2回永平寺町議会定例会議事日程

(1日目)

令和6年2月26日(月)

午前10時00分 開議

1 議事日程

- | | | |
|-----|--------|-----------------------------------|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | | 会期の決定 |
| 第 3 | | 諸般の報告
(町長招集あいさつ) |
| 第 4 | 議案第 2号 | 令和5年度永平寺町一般会計補正予算について |
| 第 5 | 議案第 3号 | 令和5年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算
について |
| 第 6 | 議案第 4号 | 令和5年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について |
| 第 7 | 議案第 5号 | 令和5年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算
について |
| 第 8 | 議案第 6号 | 令和5年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算につい
て |
| 第 9 | 議案第 7号 | 令和5年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算
について |
| 第10 | 議案第 8号 | 令和5年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算につ
いて |
| 第11 | 議案第 9号 | 令和6年度永平寺町一般会計予算について |
| 第12 | 議案第10号 | 令和6年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算につ
いて |
| 第13 | 議案第11号 | 令和6年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算につい
て |
| 第14 | 議案第12号 | 令和6年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計予算につ
いて |
| 第15 | 議案第13号 | 令和6年度永平寺町土地開発事業特別会計予算について |
| 第16 | 議案第14号 | 令和6年度永平寺町上水道事業会計予算について |
| 第17 | 議案第15号 | 令和6年度永平寺町下水道事業会計予算について |

- 第18 議案第16号 永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第19 議案第17号 永平寺町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第20 議案第18号 永平寺町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正について
- 第21 議案第19号 永平寺町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 第22 議案第20号 永平寺町消防本部手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第23 議案第21号 永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 第24 議案第22号 永平寺町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 第25 議案第23号 永平寺町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 第26 議案第24号 永平寺町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 第27 議案第27号 永平寺町教育委員会教育長の任命同意について
- 第28 議案第25号 永平寺町教育委員会委員の任命同意について
- 第29 議案第26号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第30 諮問第1号 永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について
- 第31 諮問第2号 永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について
- 第32 請願第1号 能登半島地震をふまえ、福井県内原発の総点検と原子力防災計画の見直しを求め、使用済み核燃料の乾式貯蔵に反対する請願
- 第33 議員派遣の件

2 会議に付した事件
議事日程のとおり

3 出席議員（13名）

- 1番 酒井圭治君
- 2番 長岡千恵子君
- 3番 川崎直文君
- 5番 清水紀人君
- 6番 金元直栄君
- 7番 森山充君
- 8番 清水憲一君
- 9番 滝波登喜男君
- 10番 齋藤則男君
- 11番 上田誠君
- 12番 松川正樹君
- 13番 楠圭介君
- 14番 中村勘太郎君

4 欠席議員（1名）

- 4番 朝井征一郎君

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

- | | | |
|--------|----|-------|
| 町 | 長 | 河合永充君 |
| 副町 | 長 | 北川善一君 |
| 教育 | 長 | 室秀典君 |
| 消防 | 長 | 宮川昌士君 |
| 総務課 | 長 | 吉川貞夫君 |
| 契約管財課 | 長 | 竹澤隆一君 |
| 防災安全課 | 長 | 吉田仁君 |
| 財政課 | 長 | 多田和憲君 |
| 総合政策課 | 長 | 清水智昭君 |
| 住民税務課 | 長 | 原武史君 |
| 会計課 | 参事 | 池端時枝君 |
| 福祉保健課 | 長 | 木村勇樹君 |
| 子育て支援課 | 長 | 島田通正君 |
| 農林課 | 長 | 黒川浩徳君 |

商工観光課長	江守直美君
建設課長	家根孝二君
えい住支援課長	深水正康君
上下水道課長	勝見博貴君
学校教育課長	山口健二君
生涯学習課長	朝日清智君

6 会議のために出席した事務局職員

議会事務局長	清水和仁君
書記	酒井春美君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

(午前10時00分 開会)

～開 会 宣 告～

○議長（中村勘太郎君） 開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

去る2月21日、町長より令和6年第2回永平寺町議会定例会の招集告示がなされ、早速ご案内を申し上げましたところ、各議員におかれましては、ご健勝にて一堂に会し、ここに本定例会が開会できますこと、厚く御礼を申し上げます。

本定例会は、令和6年度当初予算を審議する重要な議会であります。提出された諸議案は、令和6年度予算案及び令和5年度補正予算案のほか、条例の改正等、町民生活に関連が深く、かつその内容も多岐にわたる膨大なものでございます。

議案の内容につきましては、後刻、町長から提案理由等の説明をいただきますが、当議会といたしましても、町民の福祉増進の見地から十分なる検討を加え、町政運営上に十分反映されるよう努力いたしたいと存じます。

したがいまして、議員各位の綿密周到な審議をいただき、適正かつ妥当なる議決に至りますよう念願するものでございます。

既に立春は過ぎておりますが、残寒厳しいものがございます。皆様には、ご自愛いただき今議会の審議にご精励くださいますようお願いを申し上げます。開会のご挨拶といたします。

なお、本日傍聴に来庁されました皆様方におかれましては、傍聴心得を熟読され、円滑なる議事進行にご協力をいただきますようお願いを申し上げます。

本日の会議事件の説明者として、町長、副町長、教育長、消防長並びに各課長の出席を求めてあります。

本日の議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、ご確認のほど、よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

これより令和6年第2回永平寺町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

～日程第1 会議録署名議員の指名～

○議長（中村勘太郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、12番、松川君、2番、長岡君を指名いたします。

～日程第2 会期の決定について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期を、本日、2月26日から3月21日までの25日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日、2月26日から3月21日までの25日間に決定いたしました。

～日程第3 諸般の報告～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

諸会合の出席状況報告書を皆様のお手元に配付してありますので、ご確認のほどお願いいたします。

次に、例月出納検査の結果が監査委員より提出されております。その写しを皆様のお手元に配付してありますので、ご報告に代えさせていただきます。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、町長より招集の挨拶並びに所信表明を受けます。

河合町長。

○町長（河合永充君） おはようございます。

本日ここに、令和6年第2回永平寺町議会定例会が開会されるに当たり、町政運営の所信の一端を申し述べるとともに、今回ご提案いたします議案等の概要についてご説明申し上げます。

ここ数日は寒暖差の激しい天候を繰り返しつつ、少しずつ春の足音が間近に感じられるようになっております。

議員各位におかれましては、ご壮健でご活躍のことと心よりお喜び申し上げます。第2回定例会のご案内をさせていただきましたところ、ご参集を賜り、厚くお礼申し上げます。

今年1月に報告された世界銀行による報告書「世界経済見通し」の最新版では、2024年末までの5年間の世界経済におけるGDP成長率は、過去30年間で最低の水準になるとの見通しが示されております。要因として、ロシア・ウクライナ紛争や中東情勢に見られるような地政学的緊張の高まりによる世界経済への短期的なリスクが顕在化しつつあることや、コロナ禍における世界各国の金融緩和と政策により進んだ物価高を抑え込むために金利が高水準にとどまっていること

から、借入れコストが負担となり成長を鈍化させる見込みと言われております。

このような不確実性の高い世界経済の下で、国は2023年以降、物価高に対応した賃上げを試みており、それによる消費の下支えや企業の積極的な設備投資などの動きもあり、1990年代に経済的バブルが崩壊し、その後数十年にわたる経済停滞の状況から脱却しつつあります。今後も、製品、サービスの付加価値を高めることで企業収益を向上させ、世界的な物価高の状況に応じた製品への価格転嫁を適切に図り、その上で持続的かつ広範に賃上げを進めることで、物価高に負けない持続的成長を遂げられるのではないかとの見方が出ております。

一方で、今月になって新聞等でも報道されました国立社会保障・人口問題研究所による地域別推計人口の2050年予想値は、非常に衝撃的な内容となりました。全国における15歳から64歳のいわゆる生産年齢人口は、2050年時点で約5,540万人となり、2020年との比較で約4分の3に減少するとされております。県内全体の平均減少率は34.6%、県内市の平均減少率は32.9%、県内町の平均減少率は47.2%、本町は県内全体の平均減少率よりやや落ちる37.7%の推計となっております。

静かなる有事とされる人口減少問題ですが、この問題に特効薬のような即時の解決策はありません。現在も取り組んでおりますが、地道に年数をかけて少子化に歯止めがかかるよう、また、人口減少社会に対応する様々な施策を合わせて展開してまいります。

それでは、令和6年度当初予算の概要について申し上げます。

予算編成に当たっては、第二次永平寺町総合振興計画後期基本計画及びまち・ひと・しごと創成総合戦略に基づく事業を着実に推進するため、また、議会や監査委員からいただいたご意見、ご指摘、庁内でのヒアリング内容なども反映させ、限られた財源の中で効果的に事業を進めていくために必要となる予算を編成いたしました。

施策の内容は、この後、課ごとの取組をご説明いたしますが、新年度は、持続可能な住みよいまちづくりを念頭に各種事業を推進してまいります。

一般会計の令和6年度当初予算額は、前年度比2億3,882万8,000円、2.5%の増となる96億8,398万9,000円を計上いたしました。

新規事業の主なものといたしまして、住民基本台帳や税務などのシステム標準化に約2億円、防災拠点において72時間の電力を確保するための事業に約7,500万円、you meパークのナイター照明改修に約6,600万円、西幼

児園跡地の公園整備工事に6,000万円、災害対応特殊消防ポンプ自動車購入に約4,100万円、志比北小学校の休校に伴うスクールバスの購入や運行に約3,700万円などを計上しております。

歳入につきましては、地方税収入として20億6,350万円、地方交付税39億9,000万円を計上しているほか、国庫支出金7億4,600万円や県支出金6億7,700万円、合併特例債や過疎債、辺地債などの有利な町債6億4,700万円などを活用し、財源の確保に取り組んでおります。

続いて、各課の取組について申し上げます。

まず、会計課関連について、金融機関の公金取扱業務は長年無償で行われておりましたが、国のデジタル化方針の中では、手続についてデジタル化を進め、代わりに経費を応分に負担することとされており、今後の安定的なサービス継続のためにも必要な手数料を予算化しております。今後も正確な公金の取扱いと丁寧な接客対応に努めてまいります。

続いて、総務課関連について申し上げます。

ふるさと納税関連では、令和5年度の個人版ふるさと納税の寄附総額が本年1月末時点で3,514件、9,267万円となり、前年度同時期とほぼ同じ規模となっております。新年度は、町の観光や移住に関する情報を分かりやすくまとめた小冊子を作成し、寄附された方々に送付することで、永平寺町をさらに知っていただき、ふるさと納税のリピーターとなっていただけるよう町の魅力を発信してまいります。

企業版ふるさと納税では、1月末時点で55社、9,840万円の寄附をいただいております。永平寺町まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけられた事業を実施するために、民間が主体となって実施する第二期門前再生事業、カヤックスクール施設整備事業、福井永平寺ブルーサンダー運営に多くの企業から支援をいただきました。町としましては、企業からいただいた寄附金を原資に町内で取り組まれる事業を支援し、まちのにぎわいにつなげていく一方で、寄附額の1割については、寄附者の意向に基づき、関連事業等へ活用させていただきたいと考えております。

また、国において、デジタル原則に照らした規制見直しが進められており、本町においても、国の見直しに合わせて、改正対象となる規制文言の抽出を行ってまいります。現在、条例等において紙での提出や現場確認が必要な規定などを対象とするもので、法令内の規制表現が今後改正されました際には、条例等でもス

ムーズに見直しを図れるよう準備を進めてまいります。

職員管理関連では、常勤職員及び会計年度任用職員の勤務管理について、D Xを活用し一元化いたします。勤務形態が多様なことから、会計年度任用職員の給与計算や休暇管理は従来紙で行っており、確認作業に時間を要しておりました。新年度にはこれらの管理方法を改め、勤務管理をシステム化することにより、給与計算に必要な勤務時間や休暇取得データを連携させ、職員管理に係る時間を圧縮し、事務効率化につなげてまいります。

今回の件に限らず、役場全体でこれまでの事務内容や作業の流れを再度見直し、積極的なD X導入やシステム化による効率化を図り、職員の働き方改革を推進してまいります。

続いて、契約管財課関連について申し上げます。

大規模災害時における人命救助のタイムリミットは、一般的に被災後72時間と言われております。現在の役場本庁舎、永平寺支所及び上志比支所には電力供給が途絶えた場合、その所要時間を過ごせるだけの自家用発電設備の燃料タンク等が整備されておられません。近年、大規模災害が懸念される状況が続きますので、災害対策本部の設置が想定される各施設においては、所要時間の稼働が可能となる自家用発電設備等を整備することで、継続して被災対応が可能となるよう環境整備を進めてまいります。

なお、備蓄した燃料は、時間経過に伴い品質が劣化しますので、既存のマイクロバスやワゴン車、除雪車への給油により備蓄燃料の資源循環にも努めてまいります。

また、高齢者や身体に障がいをお持ちの方々が役場本庁舎に来庁された際、エレベーターホールと事務所間の出入口扉が鋼鉄製の開き戸となっていることから、開閉に苦勞され利用しづらい状況にあります。1階と2階の該当箇所に自動ドアを設置してユニバーサルデザイン化することで、誰もが来庁しやすい環境づくりに努めてまいります。

続いて、防災安全課関連について申し上げます。

能登半島地震への対応について、これまでも度々ご報告しておりますが、現在も町職員が被災地に入り、避難所運営の支援や救急車による消防業務の支援などを行っております。また、現地での支援を経験した職員による報告会を開催し、職員全員に情報のフィードバックを図っており、万が一の場合には、町内での対応に役立ててもらえるものと考えております。

能登半島地震を含めたこれまでの災害で得た経験や情報を基に、避難者を受け入れる避難所の施設改修や防災資機材の購入により環境を整備してまいります。施設の長寿命化に合わせ、トイレの洋式化、各学校教室の空調整備、体育館窓の飛散防止や各幼稚園への防災備蓄倉庫の設置などを計画的に行い、避難所における課題を解決してまいります。

また、災害の際に逃げ遅れることなく安全・安心に避難できる環境をつくるため、民間事業所の協力により避難所数の加増や、町民の皆様の主体的な避難行動を促す防災マップ及び地区防災計画の作成を推進し、町民の皆様の命を守る行動を地域の皆様と一緒に考えてまいります。

令和3年度より、避難の際に支援が必要な方々、高齢者や障がいをお持ちの方々を対象として、災害発生時や災害のおそれが出た場合の個別の避難計画作成を進めております。令和5年度には、11地区で新たに組み組んでいただいたおかげで、全89地区のうち65地区、259名の皆様の計画書を作成していただきました。今後も各種説明会を通して地域の皆様のご理解とご協力をいただきながら、避難訓練等を経ることで所要の修正を行い、優先度の高い要配慮者が確実に避難できるよう、実効性の高い計画としていきたいと考えております。未作成の地区におかれましては、積極的な取組をご検討いただけたらと思います。

日頃からご活用いただいている自主防災活動費や資機材購入費の補助事業については、新年度は、個別避難計画を作成済みの地区において、要配慮者移送を目的とした車椅子やリヤカーなどの購入の際、補助率を5割から8割に拡充することで自主防災活動の充実と地区内の防災体制強化を図り、地域防災力による町の安全・安心の確保に努めてまいります。

続いて、総合政策課関連について申し上げます。

町の人口ビジョンの上位計画となる第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略が来年度までの計画期間となっていることから、来年度中に改定をいたします。第3期の計画は、人口減少対策、地域経済の活性化などの取組を継続しつつ、新たにデジタルを活用した新しい人の流れ、地方に仕事を生み出す施策も加えたデジタル田園都市国家構想総合戦略へと深化するものとなります。社会情勢の変化も踏まえ、新たな視点やこれまで積み上げてきたまちづくりを継承、発展させていく計画となるよう進めてまいります。

また、志比北小学校の休校に伴い、今後の学校跡地や施設の利活用について地区の皆様と検討してまいります。様々な提案が予想されることから、コンサルタ

ント業者にアドバイザー業務を委託し、事例分析や活発な活用に向けたノウハウなどをいただきながら、ほかの地域の情報なども踏まえつつ、今後の利活用の方向性に生かしてまいります。

公共交通対策関連では、えちぜん鉄道の志比塚駅及び光明寺駅の2駅について、快適に利用できる環境づくりを目的とした多目的トイレを整備し、これにより町内全ての駅にトイレが設置されることとなります。今後も鉄道の利便性向上や町民の皆様の暮らしやすさの向上に努めてまいります。

また、高校生等の通学定期券購入に対する20%補助も引き続き支援するとともに、4月からは、永平寺地区でのスクールバス運行に伴い、学校までの距離が2キロメートル以上の小学生が登下校で利用するコミュニティバスの利用料金の一部運賃減免と志比南地区の路線バスの運賃の差額負担を満額補助いたします。これからも、子育て家庭の負担軽減や子育て環境の充実につながる支援に取り組んでまいります。

情報政策関連では、社会環境の変化に対応するため、柔軟にデジタル化に取り組むことが必要です。国が進める全国統一自治体システムの標準化については、令和7年度中の運用開始が期限となっており、関係機関と情報を共有しながら目標年の運用開始に向けて着実に進めてまいります。

情報発信関連では、発信強化を目的に、動画配信サイトを活用したケーブルテレビ番組や議会等の配信を行うため、会計年度任用職員の採用を予定しております。地域の魅力PRと併せて、住民サービスの向上につながる情報収集にも取り組んでまいります。

また、町では公式LINE登録を推進しております。登録いただきますと、災害時の緊急情報やイベント情報、町からの配布物情報などを受信できるようになります。紙の配布物を少なくすることで、紙資源の節約とともに、各地区における配布作業の負担軽減にもつながりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

環境政策関連では、国の再生エネルギー推進交付金を活用して、個人住宅を対象に、太陽光発電設備等の導入支援を行ってまいります。補助の上限額を設けておりますが、太陽光発電設備単体整備のほか蓄電池設備とのセット整備も対象としており、町内での再生エネルギー普及がより進むものと期待しております。

ほかにも、Ma a S関連では、まちづくり株式会社ZENコネクトが行っている自動運転「ZEN drive」の運行再開に向け、町も、国をはじめとした

関係者と安全対策等の協議に取り組んでおります。来月の運行再開を目指し、関係機関にも安全を確認していただきながら準備を進めております。今後も自動運転の発展に寄与できるよう尽力してまいりますので、関係者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

続いて、住民税務課関連について申し上げます。

マイナンバーカード関連では、国民健康保険における保険証が本年12月初旬に廃止となり、被保険者の皆様にはマイナンバーカードと一体化したマイナ保険証や資格確認書をご利用いただくことが予定されております。

戸籍関連では、来月より広域交付の運用が開始され、今まで本籍地のみに限定されていた戸籍関係の証明書が本籍地以外の市町村での取得も可能となることから、町外に本籍地をお持ちの方には非常に便利となります。国の制度改正に合わせたシステム改修など、これらの変化等に対応した着実な窓口対応に努めてまいります。

町税関連では、2月中旬から約1か月間、本庁及び各支所で確定申告受付を実施しております。来年度は個人住民税定額減税も予定されておりますので、適正な課税とするべく町民の皆様が安心して申告いただけるよう対応してまいります。固定資産税においても、土地の価格に応じた適正な価格を課税に反映させるため、標準宅地時点修正業務を予算化しております。

国民健康保険関連では、特定健診の受診率向上のために、新たに人工知能を活用した受診勧奨通知を作成するほか、人間ドックの受付開始時期も早め、助成金額も増やすなど、保健事業の充実を図ってまいります。

健康長寿クラブ関連では、近年急速に進むデジタル化への対応として、高齢者の皆様がアプリ等の利用をスムーズに行えるようスマートフォン教室の充実を図ります。県のデジタル地域通貨「ふくいピコイン」の導入に合わせた講習会の開催など、高齢者の皆様への情報格差を生まないように取り組んでまいります。スマートフォンへの習熟は、災害時の情報伝達手段として町が利用している公式LINEや防災メールの普及にもつながりますので、これまで以上に注力して取り組んでまいります。

続いて、福祉保健課関連について申し上げます。

母子保健関連では、これまでも継続して妊産婦や児童福祉の向上に関する相談及び健康診査などに取り組んでおりますが、新年度からの産後ケア事業では、低所得の方々も医療機関や助産師の支援が受けられ、安心して育児ができるよう減

免措置を講じてまいります。

特定不妊治療関連では、医療保険制度の適用が始まっており、この保険適用後の自己負担には県の助成制度を活用できますが、新年度からは県助成額を差し引いた自己負担額に町がさらに助成することで、経済的負担の軽減を図ってまいります。

高齢化の進展に伴い、75歳以上の方々の増加が顕著になっており、医療や介護に係る社会保障費の伸びが全国的に懸念されております。フレイル予防に早めに取り組むきっかけづくりとして、まずは健康の三大要素の一つである睡眠・生活リズムを、睡眠センサーを使って見える化することにより、生活習慣の改善指導に取り組みます。

また、現行の保健計画や地域福祉計画の改定に向けたアンケート調査を行い、健康づくり等に関する町民の皆様の意識を把握します。高齢化が進展する中で、個人の生活の質の向上は優先しなければならない課題であり、平均寿命と健康寿命の差、つまり健康でない期間が縮まるような効果的な施策につなげてまいります。

ふるさと納税を活用した町内福祉事業者支援では、令和5年度に4事業者への支援金があったことから、対象事業者向けに相当額を補助いたします。引き続き、この制度を周知して福祉事業者支援を継続してまいります。

続いて、子育て支援課関連について申し上げます。

子ども・子育て支援では、来年度が第3期永平寺町子ども・子育て支援事業計画の策定年度に当たるため、幼児期の教育・保育や地域の子育て支援について、今後5年間の教育・保育サービスについて取りまとめる予定です。令和5年度に実施したニーズ調査の結果も反映させ、子どもや子育て世帯にとって暮らしやすいまちの実現に向けた計画としてまいります。

独り親家庭については、経済的な事情から子どもを習い事に通わせることができない割合が高いため、その費用の一部を助成することで、生まれ育った環境に左右されない多様な学びのための支援をしてまいります。

保育事業では、新年度から町内全園でゼロ歳児保育が実施できるように、志比北幼児園及び志比南幼児園で受入れ体制を整え、保護者の子育てと仕事の両立を支援してまいります。

また、幼児園・幼稚園施設の老朽化に対する補修、改修については、平成28年度に策定した永平寺町幼児園・幼稚園施設長期保全・再生計画に基づき長寿命

化を図っておりますが、より長期的な安全性の確保や機能保全を図りつつ、照明のLED化等も踏まえた計画に改定いたします。

全天候型の子どもの遊び場整備については、現在、複数候補地について立地や利便性、集客力等を踏まえた絞り込みを行っている状況です。早い時期に候補地を選定し、議会等をはじめとした町民の皆様への説明を行いながら事業を進めてまいります。

子ども、家庭、地域が希望を持って生活できるまち、こどもまんなか社会の実現をスローガンに、未来を担う全ての子どもたちが希望を持って心豊かに成長できるように、子育て支援を推進してまいります。

続いて、農林課関連について申し上げます。

令和5年度における米需要は若干回復したものの、生産資材等の価格が高止まりしている一方で米価は低迷しており、依然として農業経営は厳しい状況にあります。また、農業従事者の高齢化と後継者不足が深刻化する中、食料の安全保障に向けた将来の農地維持と、農業従事者の確保が重要な課題となっております。

このような状況を踏まえつつ、町の指針である永平寺町農業基本計画を、県計画改定に伴い見直すことで、魅力ある農業の持続的発展や農村の地域振興に向けた取組の方針を改めてお示しします。また、地域計画策定では、おおむね10年後の農地利用の目標地図作成についての話を農業委員会中心に町内全地区を対象として進めるほか、担い手の存在が計画策定を左右する状況にあるため、10年以上営農を継続しようとする農業従事者を対象に、スマート農業機械への更新を支援し、担い手確保にも努めてまいります。

また、新年度には、永平寺テロワールの推進として、町内産の酒米に限定した酒蔵の取組を核に、酒米の生産技術向上や高品質化、ブランド化及び6次産業化を検討する農業者を支援いたします。酒蔵がつくり出す人の流れを活用した多様な地域資源、主体による新事業や新たな付加価値の創出を支援し、観光誘客や地域の振興につながるよう関係団体とも連携して進めてまいります。

全国の自治体が独自のブランド米戦略に打って出る中、福井県とJA福井県は、高温耐性があり倒伏に強いいちほまれを福井のブランド米として振興しております。本町がいちほまれの里に位置づけられたことを受け、新年度の町独自支援策として、町内の生産者が負担しているPR費用の一部を補助いたします。あわせて、生産者自らが大都市圏でPR活動を行い、消費者の評価を実感し、生産意欲を向上させることで、生産拡大と品質向上につなげたいと考えております。

土地改良関連では、新たに県営事業で古川排水路改修工事や犀川の取水堰改修工事に着手するほか、老朽化した防災重点農業用ため池の改修工事を継続して実施いたします。

林業関連では、地域の森林整備活動等への支援を継続するほか、永平寺中地区で森林経営管理制度の実施に向けた意向調査を実施し、調査済みの地区と合わせて森林経営計画策定を推進いたします。また、浄法寺山の地滑り対策については、3月中に地すべり防止区域の指定に係る地元説明会を実施し、4月中には地権者の同意を得た上で、令和7年度の国営による事業着手を目指します。

続いて、商工観光課関連について申し上げます。

来月16日の北陸新幹線福井・敦賀開業に合わせて、新幹線一番列車を福井駅ホームで出迎えるセレモニーのほか、各停車駅では開業記念イベントが開催されるなど、県内全体が歓迎ムードとお祝いで盛り上がることとなります。本町でも、門前地区や道の駅等で各関係団体・事業者がおもてなしのイベントを実施されるとお伺いしておりますので、県内各所のイベントから町への誘客を呼びかけてまいります。

令和5年度には、町内の観光施設や食、体験スポットなどを掲載した町観光素材集を作成し、新年度には、町民の皆様や各種施設に配布できるよう増刷分を予算化いたしました。町民の皆様にも町内観光施設を楽しむ体験をしていただき、お一人お一人が町の発信サポーターとして、町のPRを応援していただけたらと考えております。

一例ですが、町内には3つの酒蔵があり、外国人を含め県内外から多くの方が訪れ、施設の雰囲気や試飲などを楽しみながら、日本酒を購入されると伺っております。新年度の新規事業として、3つの酒蔵と道の駅を期間限定の周遊バスでつなげて、日本酒ファンを対象とした誘致促進事業を行ってまいります。

インバウンド環境整備事業としては、2月初めにワシントン・ポスト紙で「人混みを避けて、2024年に旅すべき場所」12か所として福井県が紹介され、特に逃せない場所として大本山永平寺が挙げられました。これにより、今後ますます本町を訪れる外国に観光客が増加することが予想されます。これまでも、事業者を対象とした翻訳アプリの活用や免税店登録、情報発信方法などに関してインバウンド対策セミナーを開催してきましたが、多言語によるサイン看板やデジタル観光マップを新たに整備するなど、さらなる受入れ環境の整備を進めてまいります。

また、新幹線開業を機に、県内観光には全国的な関心が寄せられ、多様な観光客の来県が期待される中、福井空港を活用して県内観光地を接続するモニターツアーとして、ヘリコプターを中心とした空の移動が実施される予定となっております。町内ではESHIKOTO前の九頭竜川河川敷が、ヘリコプターの離発着場として利用される計画であり、観光客向けのツアー実現につながり、観光客の皆様による町内の様々なコンテンツが、全国に発信されることを期待しております。また、当該河川敷が観光面だけではなく、地域における災害等の緊急時対応にも活用できるよう検討してまいります。

休止しておりましたえい坊館の飲食スペースにおいては、新年度1年間を期間として、運営事業者を公募いたします。地元特産品を活用して民間のノウハウを生かしたメニューなど、魅力的な運営を行っていただけるような、支援策も新年度に予算化しており、令和7年度以降の指定管理に向けたステップとして、スムーズな移行につなげてまいります。

また、永平寺町プレミアム付デジタル商品券事業では、町独自のデジタルポイントを4月1日から発行いたします。物価高騰や能登半島地震の影響で消費が落ち込み、厳しい状況にある町内事業者への支援として、町内での消費を喚起するものです。町民の皆様におかれましては、3,000円チャージで5,000円分のお買物ができる有益なデジタルポイントを、積極的にご利用いただきたいと思います。

続いて、建設課関連について申し上げます。

除雪関連では、これまでも除雪車の増強や積雪モニタリングシステムの導入など、除雪体制の強化、省力化に努めてまいりましたが、来年度からは、北島鮎大橋や町道花谷牧福島線など、町内の重要路線におきまして、消雪装置の新設、更新を実施し、雪による交通障がい防止を図ってまいります。

災害対策関連では、国内で頻発する豪雨災害を踏まえて、管理河川のしゅんせつや護岸改修などを実施しております。新年度は、京善地係の押谷川下流域が未整備となっていることから、早急に改修を実施してまいります。また、昨年7月の豪雨で被災した河川についても河道の改修等を実施し、今後の大雨に備えてまいります。なお、栃原区における急傾斜地崩壊対策事業については、町民の皆様の生命と財産を守る観点から、土留め擁壁の設置に向けた地質調査や詳細設計を実施し、安全で安心して暮らすことができる、生活基盤の確保に努めてまいります。

また、西幼児園跡地において、公園整備に着手いたします。園児の成長を見守った桜の木をシンボルツリーとして配置し、子どもの意見を取り入れた子どもたちの笑顔あふれる公園を目指して整備を進めてまいります。

ほかにも、町営住宅では、入居者の高齢化が進んでいることから、高齢者や障がいをお持ちの方々が、安全で安心して生活を送ることができるよう、居室内のバリアフリー化に取り組んでまいります。

続いて、えい住支援課関連について申し上げます。

移住・定住関連では、2月16日に県から発表された令和5年度福井県推計人口において、これまでの様々な施策の効果もあり、社会増減率がプラスである県内3市町の一つに入っております。引き続き、子育て世代を対象とした町の移住・定住支援策を広く発信するとともに、移住される方々には住まいの支援として空き家の利活用や宅地造成事業、土地利用規制の緩和も併せ、移住・定住施策の一層の推進を図ってまいります。

空き家対策関連では、年々増加する空き家に対し、これまで空き家の取壊しや空き家バンク登録による利活用への取組を進めてまいりました。新年度からは、新たに空き家を所有される方の意向を確認し、専門家と連携を図りながら所有者が抱える問題を解決する事業に取り組み、これまでの対策、支援と併せて空き家の有効活用に積極的に取り組んでまいります。

宅地造成関連では、上志比地区清水で寄附をしていただいた土地を住宅用地として分譲できるよう進めております。現在、測量を行っており、新年度は所要の造成工事を実施した後、分譲を進めてまいります。また、そのほかの造成候補地の選定については、各区長の皆様から情報提供をいただき、その後、専門家を交えた実現性を検討する手順としております。移住される方々の住まいの支援である移住・定住促進事業と併せ、効果的な取組を実施してまいります。

住宅支援関連では、能登半島地震により住宅の耐震化率の重要性を改めて認識しました。町内においては、これまでに木造住宅の耐震化支援を実施しており、令和4年12月時点での耐震化率は約84%となっております。新年度は、耐震工事に対する補助金の増額や代理受領制度の活用など支援内容を拡充することにより、さらなる木造住宅の耐震化を進めてまいります。

続いて、上下水道課関連について申し上げます。

上下水道関連では、関連設備、管路の老朽化及び耐震対策が全国の自治体における喫緊の課題となっており、本町においても今後、多額の費用を投じて更新を

行う必要があります。

現在、国の指針の下、救急病院や指定避難所などの重要な給水施設への管路耐震化計画を策定しており、今後、計画的な耐震化事業に取り組むとともに、五松橋橋梁添架連結管の改良など、各配水施設の連結性向上によるバックアップ機能を強化し、災害時の減災対策と非常時への応急給水機能強化の、両面に取り組んでまいります。

また、上志比配水区原水の水質対策として、国庫補助事業を活用した紫外線処理設備整備を令和5年度より進めており、来年度末には完成の見込みです。

下水道関連では、令和2年度以降、ストックマネジメント計画に基づき、国庫補助事業を活用しながら、計画的な設備更新を進める一方で、新年度より公営企業法を一部適用し、下水道事業会計としての運営が開始となります。資産の見える化による適正な会計処理を行うとともに、経営戦略の見直しを図り、中長期的な視点での持続可能な事業運営に努めてまいります。

また、五領川公共下水道事務組合との共同化の取組においては、それぞれが運営している浄化センターの運転管理を組合に管理集約し、監視情報の一元化や施設管理など、協働して行う体制づくりを進め、緊急時の応援体制確立と経費削減を図ってまいります。

続いて、学校教育課関連について申し上げます。

令和6年4月より、志比北小学校の休校に伴い、通学距離の延びる児童などの負担を軽減するため、スクールバスを運行いたします。交通事故や車内での置き去り事故などを起こさず、子どもたちが安心して利用できるよう、十分な安全対策を講じて進めてまいります。

また、志比北小学校の休校式が、学校主催で来月22日に行われます。式典では、地域の方々との記念写真を交えたスライド上映や、昭和30年代からの卒業写真の展示も行われると伺っております。写真展示は式典当日及び翌日にも予定されておりますので、町民の皆様にもぜひご覧いただけたらと思っております。

これまで、統合準備会においては、委員の皆様が両校の円滑な統合に向けた準備や様々な課題について、熱心に協議を重ねていただきました。この場をお借りしまして、心から敬意と感謝を申し上げます。

学校施設の安全確保については、学校施設長期保全再生計画に基づく改修工事を継続的に行い、計画外の修繕・改修工事については優先度を定め、効率的に進めてまいります。さらに、避難所としての機能を強化するための体育館窓飛散防

止対策やトイレの洋式化を進めるなど、児童生徒と教職員に安全で快適な教育環境を提供してまいります。

国は、教員の働き方改革の一環として、休日の部活動を地域に移行する取組を進めており、令和8年度には本格的に移行する方針です。これを受けて、本町では昨年度、休日の教員の部活動指導回数を減らし、外部指導者が指導を行うような体制に調整してまいりました。今後も学校、外部指導者及び保護者のご協力を得ながら、適切な部活動運営に取り組んでまいります。

学校給食関連では、児童生徒数の減少や調理員の人材不足、調理施設や機器の老朽化などの課題があります。令和5年度には他市町の給食センターを視察し、衛生管理、作業環境及び職員の負担軽減などの運営状況を拝見しました。様々な場面において本町の環境とは差を感じる部分も多く、給食環境の整備は喫緊の課題であると認識しており、自校方式、センター方式、親子方式、委託方式等を含め、本町に適した学校給食の運営方法を早急に検討してまいります。

ほかにも、学校で重点的に進めている学習には、防災教育とふるさと教育の推進があります。防災教育においては、防災士の会や社会福祉協議会のご協力を得て、実施開始から4年目を迎えました。これまで、ハザードマップによる危険区域の確認や、避難所でのテントやベッドの設営体験、周囲の人たちと助け合う重要性などを通して、自然災害への意識や避難所設営補助等の社会貢献力を高めてまいりました。今後も防災教育を継続していくことで、児童生徒やその家族だけではなく、地域全体の防災意識の向上に大きな役割を果たしていくものと考えております。また、ふるさと教育においては、子どもたちが地域に愛着を持つために、ふるさとの視野を町内全体に広げた探究活動や、学校で学んだことを他校と共有する交流活動を行っております。今後もふるさとの魅力を理解し、愛し、誇りに思う心を育むための取組を継続してまいります。

続いて、生涯学習課関連について申し上げます。

公民館は、自治会や町民の皆様による地域振興の拠点であり、生涯学習や人づくりといった社会教育の場として非常に重要な存在です。今月には上志比公民館が優良公民館として、松岡公民館長が社会教育功労者として、文部科学大臣から表彰されたとのことご報告もいただき、ますます町と公民館とが連携を深める環境づくりに努めなければならないとの思いであります。また、志比南地区の農家高齢者創作館を解体した後に、公民館機能と消防団車庫を兼ねた、志比南地区拠点施設を建設するための実施設計を行ってまいります。

文化芸術振興関連では、新年度も引き続き、福井県とともにアーティスト・イン・レジデンス事業に取り組んでまいります。令和5年度は2名の芸術家が本町に滞在し、禅文化に触れながら多くの町民の皆様と交流を図り、制作活動を行いました。町民の皆様が一流の芸術に触れる貴重な機会であり、地域への愛着、芸術文化への関心を高める機会づくりになお一層努めてまいります。

文化財保護関連では、幅広い世代に文化財や町の歴史について関心を持っていただけるように、文化講座や展示などを行ってまいります。また、文化財、歴史遺産の適正な保存及び維持管理を行うとともに、島地区の宝篋印塔についても鞆堂を建設し、その保存並びに活用を積極的に行ってまいります。

施設の脱炭素化、省エネ化の取組として、松岡総合運動公園、you meパークのナイター照明のLED化を2か年かけて実施してまいります。また、緑の村ふれあいセンター及び、町立図書館の空調設備を高効率の設備に改修し、利用環境向上を図るため、工事の設計業務を進めてまいります。

スポーツ振興関連では、4年ぶりに開催された地区体育祭を拝見し、町民の皆様が触れ合う場の必要性を改めて感じました。町スポーツ協会と連携を密にして、小学生対象の陸上教室やスポーツ関連講演会の開催、ほかにも年齢や性別、技術レベルを問わず全ての方々がスポーツに親しめるような、活気あるまちづくりを進めるため、幅広く支援してまいります。

また、企業版ふるさと納税を活用した、スポーツ振興によるまちづくり支援を継続し、福井永平寺ブルーサンダーを町民一丸となって応援する機会を設けるなど、スポーツの振興が町民の皆様の交流とにぎわいの創出につながるよう努めてまいります。

続いて、消防本部関連について申し上げます。

能登半島地震に伴い、発災当日から派遣活動していた緊急消防援助隊に引き続き、被災地域の消防支援を目的に、今月から来月末まで県内各消防本部と交代で職員派遣を継続しております。現在は、奥能登広域圏事務組合消防本部の珠洲消防署へ消防車1台、隊員3名を交代で派遣し、消防業務に対応しております。

昨年は町内において住宅火災が2件発生してしまいましたが、火災ゼロを目指して、広報紙やSNS等を活用した町民の皆様への火災予防啓発の実施や、消防団による夜警パトロール実施などを継続してまいります。事業所等の防火対象物についても、報告書提出を促進するとともに、予防査察を計画的に実施し、違反の是正に努めてまいります。また、消防ポンプ自動車については、平成4年度に

配備してから30年以上が経過しており、本体の老朽化及びポンプ装備等の機能低下が見受けられますので、新年度に更新いたします。

消防団関連では、団員数の減少が近年著しく、全国の各消防団に共通した問題となっております。今般の地震のような自然災害が多発する中、地域防災力の向上がさらに求められていることから、本町では、新たな団員の確保や既存団員の知識・技術向上を図るため、退団された消防団員にも協力を仰ぎ、過去に培った経験等を継承していくことで、消防団体制整備と充実強化を図ってまいります。

それでは、本定例会にご提案いたします議案等について申し上げます。

本定例会に提出いたします案件は、令和5年度永平寺町一般会計補正予算について、をはじめとする補正予算案件が7件、令和6年度永平寺町一般会計予算について、をはじめとする予算案件が7件、永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、をはじめとする条例案件が6件、永平寺町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、をはじめとする選任・任命案件が4件、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、が1件、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についての諮問案件が2件の計27件です。

それぞれの議案につきましては、上程の際、ご説明いたしますので、何とぞ慎重にご審議いただき、妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げます。

以上、本定例会の開会に当たり、町政に対する所信の一端と議案について申し述べさせていただきます。

議員各位におかれましては、町勢発展に向けて一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます、開会のご挨拶といたします。

よろしく申し上げます。

～日程第 4 議案第2号 令和5年度永平寺町一般会計補正予算について～

～日程第 5 議案第3号 令和5年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について～

～日程第 6 議案第4号 令和5年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について～

～日程第 7 議案第5号 令和5年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算について～

～日程第 8 議案第6号 令和5年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について～

～日程第 9 議案第 7 号 令和 5 年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について～

～日程第 10 議案第 8 号 令和 5 年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第 4、議案第 2 号、令和 5 年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第 10、議案第 8 号、令和 5 年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算についてまでの 7 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま一括上程いただきました議案第 2 号、令和 5 年度永平寺町一般会計補正予算についてから議案第 8 号、令和 5 年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算についてまでの 7 議案について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第 2 号、令和 5 年度永平寺町一般会計補正予算につきましては、議案書 3 ページをご覧ください。

第 1 条において、歳入歳出それぞれ 1 億 1, 956 万 5, 000 円を追加し、補正後の予算総額を 104 億 3, 770 万 3, 000 円としたものです。

款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の予算額は、4 ページ以降の第 1 表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。

7 ページの第 2 表、繰越明許費につきましては、年度内に完了できない事業について、翌年度への繰越しをお願いするものでございます。

8 ページの第 3 表、債務負担行為補正につきましては、志比小学校の休校に伴い、令和 6 年度から 7 年度分の教員用のコンピュータのリース料に係る、債務負担行為を廃止するものでございます。

次に、議案第 3 号、令和 5 年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算につきましては、議案書 27 ページをご覧ください。

第 1 条において、歳入歳出それぞれ 772 万 8, 000 円を追加し、補正後の予算総額を 16 億 2, 662 万 4, 000 円としたものです。

款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の予算額は、28 ページ以降の第 1 表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。

次に、議案第 4 号、令和 5 年度永平寺町介護保険特別会計補正予算につきましては、議案書 36 ページをご覧ください。

第1条において、歳入歳出それぞれ1,934万円を追加し、補正額の予算総額を21億9,890万8,000円としたものです。

款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の予算額は、37ページ以降の第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。

次に、議案第5号、令和5年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算につきましては、議案書49ページをご覧ください。

第1条において、歳入歳出それぞれ223万2,000円を追加し、補正後の予算総額を1億3,000万1,000円としたものです。

款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の予算額は、50ページ以降の第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。

次に、議案第6号、令和5年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算につきましては、議案書58ページをご覧ください。

第1条において、歳入歳出それぞれ1,693万3,000円を減額し、補正後の予算総額を5億1,697万3,000円としたものです。

款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の予算額は、59ページ以降の第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。

次に、議案第7号、令和5年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算につきましては、議案書67ページをご覧ください。

第1条において、歳入歳出それぞれ400万円を減額し、補正後の予算総額を1億7,451万7,000円としたものです。

款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の予算額は、68ページ以降の第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。

最後に、議案第8号、令和5年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算につきましては、議案書77ページをご覧ください。

第1表、繰越明許費において、年度内に完了できない事業について翌年度への繰越しをお願いするものでございます。

以上、提案理由の説明といたします。

詳細につきましては、第1審議にて担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第11 議案第9号 令和6年度永平寺町一般会計予算について～

～日程第12 議案第10号 令和6年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算について～

～日程第13 議案第11号 令和6年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算について～

～日程第14 議案第12号 令和6年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計予算について～

～日程第15 議案第13号 令和6年度永平寺町土地開発事業特別会計予算について～

～日程第16 議案第14号 令和6年度永平寺町上水道事業会計予算について～

～日程第17 議案第15号 令和6年度永平寺町下水道事業会計予算について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第11、議案第9号、令和6年度永平寺町一般会計予算についてから日程第17、議案第15号、令和6年度永平寺町下水道事業会計予算についてまでの7件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま一括上程いただきました議案第9号、令和6年度永平寺町一般会計予算についてから議案第15号、令和6年度永平寺町下水道事業会計予算についてまでの7議案について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第9号、令和6年度永平寺町一般会計予算につきましては、別冊の一般会計予算書1ページをご覧ください。

第1条において、歳入歳出予算総額をそれぞれ96億8,398万9,000円と決めました。

款項の区分及び区分ごとの金額は、2ページ以降の第1表、歳入歳出予算のとおりでございます。

第2条において、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、7ページの第2表、債務負担行為のとおりといたしました。

第3条において、地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、8ページの第3表、地方債のとおりといたしました。

第4条において、一時借入金の最高額を5億円と定め、第5条、歳出予算の流用及び第6条、貯金債権と地方債債務の相殺は、記載のとおりでございます。

所信で申しましたように、持続可能な住みよいまちづくりを念頭に、第二次総合振興計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく事業を、着実に推進する

ための予算を編成させていただきました。

歳入につきましても、国、県の補助金はもとより、合併特例債などの有利な町債を活用し、将来世代に負担をかけないよう、財源の確保に取り組んでおります。

次に、議案第10号、令和6年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算につきましては、別冊の特別会計ごとの予算書1ページをご覧ください。

第1条において、歳入歳出予算総額をそれぞれ15億4,586万8,000円と決めました。

款項の区分及び区分ごとの金額は、2ページ以降の第1表、歳入歳出予算のとおりでございます。

第2条において、一時借入金の最高額を1億円と定め、第3条、歳出予算の流用は記載のとおりでございます。

特定健診や人間ドックの受診率を上げるための取組により、医療費の抑制につながってまいります。

次に、議案第11号、令和6年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、予算書1ページをご覧ください。

第1条において、歳入歳出予算総額をそれぞれ3億771万3,000円と決めました。

款項の区分及び区分ごとの金額は、2ページ以降の第1表、歳入歳出予算のとおりでございます。

第2条において、一時借入金の最高額を3,000万円と定め、第3条、歳出予算の流用は記載のとおりでございます。

後期高齢者の増加に伴い医療費も増加しておりますが、福井県後期高齢者医療広域連合との協働により、高齢者の健康づくりに取り組んでまいります。

次に、議案第12号、令和6年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計予算につきましても、予算書1ページをご覧ください。

第1条において、歳入歳出予算総額をそれぞれ1億4,714万9,000円と決めました。

款項の区分及び区分ごとの金額は、2ページ以降の第1表、歳入歳出予算のとおりでございます。

第2条において、一時借入金の最高額を1,000万円と定め、第3条において、歳出予算の流用は記載のとおりでございます。

外来診療、訪問診療に加え、訪問介護にも取り組んでいるところですが、20

25年を目前に控え、今後もフレイル予防を積極的に進めてまいります。

次に、議案第13号、令和6年度永平寺町土地開発事業特別会計予算につきましても、予算書1ページをご覧ください。

第1条において、歳入歳出予算総額をそれぞれ1,304万6,000円と定めました。

款項の区分及び区分ごとの金額は、2ページ以降の第1表、歳入歳出予算のとおりでございます。

第2条において、一時借入金の最高額を1,000万円と定めました。

清水地係への宅地造成に取りかかるとともに、その他の候補地選定についても積極的に進め、人口減少対策及び地域の維持、活性化につなげてまいります。

次に、議案第14号、令和6年度永平寺町上水道事業会計予算につきましても、予算書1ページをご覧ください。

第3条においては、収益的収入の予定額を3億6,081万2,000円、収益的支出の予定額を3億1,285万1,000円、第4条において、資本的収入の予定額を1億7,735万6,000円、資本的支出の予定額を3億4,876万円と定めました。

第5条において、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、7ページの債務負担行為に関する調書のとおりといたしました。

第6条において、地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は記載のとおりといたしました。

第7条において、一時借入金の最高額を5,000万円と定め、第8条、予定支出の款項の経費の金額の流用、第9条、議会の議決を経なければ流用することができない経費、第10条、棚卸資産購入限度額及び第11条、貯金債権と地方債債務の相殺は記載のとおりでございます。

志比北地区の水源確保及び五松橋添架管の耐震化による安定供給などにより、町民に安心していただける水道水の供給を図ってまいります。

次に、議案第15号、令和6年度永平寺町下水道事業会計予算につきましても、予算書1ページをご覧ください。

第3条において、収益的収入の予定額を8億1,013万4,000円、収益的支出の予定額を7億4,610万円、第4条において、資本的収入の予定額を2億6,249万5,000円、資本的支出の予定額を5億2,662万1,000円と定めました。

第4条の2、特例的収入及び支出は記載のとおりでございます。

第5条において、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、7ページの債務負担行為に関する調書のとおりといたしました。

第6条において、地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は記載のとおりといたしました。

第7条において、一時借入金の最高額を1億円と定め、第8条、予定支出の各項の経費の金額の流用、第9条、議会の議決を経なければ流用することができない経費、及び第10条、貯金債権と地方債債務の相殺は記載のとおりでございます。

来年度から企業会計に移行するこの会計では、中央浄化センターの老朽化対策や都市計画道路芝原吉野塚線の道路改良に合わせた下水道の整備などを進めてまいります。

以上、提案理由の説明といたします。

詳細につきましては、第1審議にて担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第18 議案第16号 永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第18、議案第16号、永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第16号、永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書85ページから87ページをお開きください。

令和5年、人事院勧告に基づき、国において、一般職の職員、企業職員及び会計年度任用職員に対する、在宅勤務等手当が支給できる規程が制定されたことにより、永平寺町においても同様の規定を制定するものです。

また、地方自治法の改正により、会計年度任用職員への勤勉手当を令和6年度より新設するため、関係条例の一部改正を行うものです。

この一部改正条例の施行は、公布の日からでございます。

詳細については、第1審議にて担当課より説明します。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） 暫時休憩します。25分に再開します。

（午前11時13分 休憩）

（午前11時25分 再開）

○議長（中村勘太郎君） 休憩前に引き続き再開します。

～日程第19 議案第17号 永平寺町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第19、議案第17号、永平寺町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第17号、永平寺町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書88ページから89ページをお開きください。

戸籍法の一部改正に伴い、本籍地以外での戸籍証明書等の交付、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行並びに、届出書等情報の内容の証明書の交付に係る事務が創設されたことから、当該事務に係る手数料を追加するほか、所要の改正を行うものでございます。

この一部改正条例の施行は、令和6年3月1日でございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

詳細については、第1審議にて担当課よりご説明いたします。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） これより審議を行います。

議案の審議につきましては、第1審議、第2審議、第3審議の順にて審議を行います。

なお、質疑につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただきますよう、よろしくお願いいたします。

これより第1審議を行います。

担当課の補足説明を求めます。

住民税務課長。

○住民税務課長（原 武史君） それでは、議案第17号、永平寺町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

議案書の88ページ、89ページをお願いいたします。

今回は、手数料の種類及び金額について規定しております第2条について、所要の改正を行うものでございます。

まず、戸籍の広域交付について、でございます。

改正文の1行目からになります。が、条例第2条第1項第1号中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」という表記を「戸籍証明書」に改めます。

また、89ページの上から7行目、8行目のところになります。が、条例第2条、第3号中においても、「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」という表記を「除籍証明書」に改めます。

この追加いたします第120条の2第1項が、戸籍法での広域交付に関する規定でございます。これを追加することで、戸籍等の広域交付に対する手数料徴収を行うものでございます。

次に、識別符号の発行について、でございます。

88ページの下の方にあります(6)で表記されているところでございますが、これが第6号としまして、除籍の電子証明書提供用識別符号に関する規定を新たに追加するものでございます。

また、89ページにあります(3)で表記されているところが、第3号としまして、戸籍の電子証明書提供用識別符号に関する規定を、新たに追加するものでございます。

最後に、届書等、内容の証明書の交付について、でございます。

88ページの(6)のところの3行上のところになります。が、「同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付手数料」と追加記載することで、届書等の画像情報を交付、閲覧の対象として手数料の徴収を行うものでございます。

以上、議案第17号の説明とさせていただきます。

ご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） ないようですから、議案第17号、永平寺町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、第2審議に付したい案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで、議案第17号の第1審議を終わります。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第17号、永平寺町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第20 議案第18号 永平寺町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第20、議案第18号、永平寺町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、を議

題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

- 町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第18号、永平寺町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書90ページをお開きください。

現在、指定管理候補者の選定において、公募のほかに特例を設けていますが、本町が出資している法人または公共団体もしくは公共的団体に限定されているため、公の施設により効果的で効率的な運営を任せられる、指定管理者の選定枠を広げるため、条例の一部を改正するものです。

なお、この一部改正条例の施行は、令和6年4月1日でございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

詳細につきましては、第1審議にて担当課よりご説明します。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第21 議案第19号 永平寺町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について～

- 議長（中村勘太郎君） 次に、日程第21、議案第19号、永平寺町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

- 町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第19号、永平寺町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由のご説明を申し上げます。

議案書91ページをお開きください。

令和6年3月31日をもって、平成25年総務省告示第405号による、日本標準産業分類が廃止され、翌4月1日から、令和5年総務省告示第256号による日本標準産業分類が施行されることに伴い、永平寺町企業立地促進条例の該当箇所について、所要の改正をさせていただくものです。

この一部改正条例の施行は、令和6年4月1日でございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

詳細につきましては、第1審議にて担当課より説明します。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第22 議案第20号 永平寺町消防本部手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第22、議案第20号、永平寺町消防本部手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第20号、永平寺町消防本部手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書92ページから98ページをお開きください。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、危険物施設の設置許可申請に係る手数料を改定するため、条例の一部を改正するものです。

この一部改正条例の施行は、令和6年4月1日でございます。

以上、提案理由の説明といたします。

詳細につきましては、第1審議にて担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第23 議案第21号 永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第23、議案第21号、永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第21号、永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書99ページをお開きください。

建築基準法の一部改正により、消防法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

この一部改正条例の施行は、令和6年4月1日でございます。

以上、提案理由のご説明といたします。

詳細につきましては、第1審議にて担当課より説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第24 議案第22号 永平寺町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について～

～日程第25 議案第23号 永平寺町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について～

～日程第26 議案第24号 永平寺町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第24、議案第22号、永平寺町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてから日程第26、議案第24号、永平寺町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてまでの3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま一括上程いただきました議案第22号、永平寺町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてから議案第24号、永平寺町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてまでの3議案について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書100ページから105ページをお開きください。

固定資産評価審査委員会委員は、地方税法第423条第3項の規定に基づき、固定資産の評価に関する不服申出を公平な立場から審査するために、議会の同意を得て選任するもので、任期は3年でございます。

現任する固定資産評価審査委員会委員3名が令和6年3月31日をもって任期満了となるため、布目一夫氏、渡辺敬一氏、朝井正恵氏の3名の方々の選任同意をお願いするものであります。いずれの方々も、町内在住の納税者であり、人格識見に優れておられることから選任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

布目氏、渡辺氏及び朝井氏の略歴は記載のとおりでございます。

よろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） 議案第22号から議案第24号までの3件については、1件ごとに審議を行います。

まず、議案第22号、永平寺町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についての件を議題といたします。

これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) ないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

採決します。

議案第22号、永平寺町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についての件
を、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第23号、永平寺町固定資産評価審査委員会委員の選任同意につい
ての件を議題といたします。

これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) ないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

採決します。

議案第23号、永平寺町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についての件
を、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第24号、永平寺町固定資産評価審査委員会委員の選任同意につい
ての件を議題といたします。

これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) ないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

採決します。

議案第24号、永平寺町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についての件
を、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

～日程第27 議案第27号 永平寺町教育委員会教育長の任命同意について～

○議長(中村勘太郎君) 次に、日程第27、議案第27号、永平寺町教育委員会教育長の任命同意について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長(河合永充君) ただいま上程されました議案第27号、永平寺町教育委員会教育長の任命同意について、提案理由のご説明を申し上げます。

追加で提出した議案書をお願いします。

永平寺町教育委員会教育長に竹内康高氏の任命同意をお願いするもので、法律の規定に基づき、議会の同意をお願いするものです。

竹内氏は人格識見ともに優れた方で、昭和63年に勝山市立勝山中部中学校教諭として採用されて以来、37年間において豊富な教育行政の知識、経験を積み、現在は永平寺中学校の校長を務められております。

人格高潔であり、教育行政に関し強い情熱と卓越した識見を有しており、本町教育長として適任と存じ、任命同意をお願い申し上げます。

以上、提案理由のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願いいたします。

○議長(中村勘太郎君) これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番(金元直栄君) 教育長の任命同意ということで、非常に教育行政が大事だと

いうことで質問いたします。

今、本町では、学校の統廃合の問題など大きな話題になったりしていることがあるわけですが、特に教育長ですから、学校の小規模校への対応、その中で学校の統廃合へのお考えなど、どういうお考えを持っているのか、もし聞かせていただければなら聞かせていただきたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今、現職の校長をされているということで、より先生、また子どもたちに密接な立場での、今回、教育長のお願いすることになります。

その中で、やはり現場ですっとおられますので、本当にこの社会情勢などいろいろ教育を取り巻く環境が変わってきている中で、教育長としてこれまでの経験とかいろいろなことを発揮した中でこの永平寺町の教育委員会を進めていってくれるものと信じております。

そういった適正配置とか統廃合とか、そういういろいろな課題は皆さんも関心があるかもしれませんが、それも含めてトータルでどういうふうにこの教育を未来につなげていくか、今現状の子どもたちが本当にしっかりとできていくかということをしっかり導いていただける教育長だと思っておりますので、それぞれの政策的なことについてはもっと深くご本人から聞いていただければなと思います。

ただ、本当に識見、また先ほど申し上げました教育に対する情熱は高い方ですので、しっかりとまた皆様のご指導をいただければと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） 金元君。

○6番（金元直栄君） 繰り返し聞くということではないですので。

本当にこういう大変なときに教育長になる、それも現職の校長先生がなられるというのは異例で、決断も大変なことだと思います。

ただ、これまで本町で、今現在大きな問題になっている学校の再編の問題等も含めて、教室長になられる本人のお考えがなかなか分からないということで、私は反対をしませんけれども、ちょっと棄権ということで退席させていただきます。よろしいですか。

○11番（上田 誠君） 私も退席します。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 教育委員長の任命ということで、以前は教育委員会の委員の中からの互選ということでしたが、数年前から町長が任命するということになりました。

そこで、今回、現職の校長先生から教育長を任命したということの大きな意義というのをもう一度教えていただきたいなど。できるだけ現状も捉まえて、こうだというようなことも含めて具体的に教えていただくとありがたいです。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 教育長の任命が、これまでの教育委員会の互選から私の指名という形になりました。

この間、やはり私の責任というものが重くなったというふうに認識している中で、教育大綱とかいろいろな会議をしている中で、校長先生、また教育委員の皆さんと話す機会がこの間多くありました。その中で、やはり現場の校長先生、また私たちとちょっと違った視点を持たれているのと、課題と言いますと、例えばiPad、DXというのですか、デジタル教科書とかそういったデジタル化が進む中でどうしても、今の教育長が遅れているとかそういったことではないですけど、現場の声の中でデジタルの位置づけがどうなのかとか、先ほど所信でも申し上げました少子・高齢化が進む中で、町としてはいろいろな指針、例えば1クラス3名以下が2つ続いたら皆さんにお話をさせていただきますよとかそういった取決め事もさせていただいている中で、より現場の声というのをやっぱり大事にしていきたいなという思いがありました。例えば気がかりな子どもの割合が年々増えていって、いろいろその子どもの状況に応じて一つ行政とタイアップしながらしっかりサポートしていかなければいけない、そういった状況の中で、やはり現職の先生がいいだろうという思いもありましたし、もう一つは、やはりまだ50代という若さ、ここも一つ大切にしていきたいなと今思っております。

そういった点でこれから、本当に今では十年一昔ではなしに、教育の現場も2年、3年、また5年一昔も、すごく早いスピードで状況が変わってきておりますので、しっかりと学校の先生方、また子どもたち、保護者の皆さんとより密な連携を取れる、そういった教育長になっていただきたいなという思いで、今回、現職の校長からお願いしました。この現職の校長から教育委員になるというのは決して珍しいことでもございませんので、県内全域を見渡しますと珍しいことでもございませんので、その点もまたご理解いただけたらなと思います。

○議長（中村勘太郎君） 滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 本町ではかなり珍しいという、今まではなかったのかなどは思うのですけれども、そういった意味では現の教育長は校長会等を通してながら、この竹内先生の人柄あるいは、考え方をご存じなのだろうと思います。

特に教育、非常にだんだん、年々、厳しいというのですか、環境変化あるいは多様性など、いろいろな面からやっていくところは、いろんな角度で考えていかなければならない、あるいは少子化のこともありました。そういった意味で、現教育長から見て今後の教育行政、特に教育長に期待するところ等が、ございましたら教えていただけたらなと思います。

○議長（中村勘太郎君） 教育長。

○教育長（室 秀典君） 今のいろんな具体的にご指摘された内容につきましては、私は自信を持ってこの竹内康高現校長を推薦したいと思います。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

採決します。

議案第27号、永平寺町教育委員会教育長の任命同意についての件を、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

暫時休憩します。

（午前11時53分 休憩）

（午前11時54分 再開）

○議長（中村勘太郎君） 休憩前に引き続き再開します。

～日程第28 議案第25号 永平寺町教育委員会委員の任命同意について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第28、議案第25号、永平寺町教育委員会委員の任命同意について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第25号、永平寺町教育委員会委員の任命同意について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書106ページから107ページをお開きください。

教育委員会委員4名のうち、根来航平氏が令和6年3月31日をもって任期満了を迎えます。根来氏は令和2年4月1日に教育委員会委員に任命され、現在1期目でございますが、人格高潔で識見に優れており、また委員としての高い意欲もお持ちであることから、引き続き委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

根来氏の略歴につきましては、次ページのとおりでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） この根来さんですが、1期、教育委員をやられたということです。これまで私もいろいろお医者さんにかかっているのですが、そういう医者としてのこの先生については全幅の信頼を置いていますけれども。

ただ、この間、やっぱり学校の統廃合の問題が進められてきました。そういう問題に対してどういう態度を取られていたかとかどういう発言があったのかとかということで、何か特別私の質問に答えたいなと思う点がありましたら答えていただくとありがたいと思いますけど。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） この教育委員、また教育長については多様な意見があって、その人がこういう意見だから選ぶとかこういう意見じゃないから選ぶとか、そういうのではなしに、それぞれその時々、またいろいろな時々でいろんな視点で、また保護者の視点で意見を言っていただける方を探しています。町の決め事を押しつけるとかそういったものではなしに、逆に聞かせていただく、そういう立場ですので、今回この根来先生につきましては保護者の代表という形で入っていただいています。

お子さんも3人いらっしゃいまして、それぞれでスポーツ、勉学でも活躍されている中で、いろいろ保護者の立場でお話をいただくということですので、ここ

で、先ほどからどう考えると、それはそのとき時々でいろんな視点で教育委員の皆さんもいろんな方々からお話を聞いて、そこを教育行政、教育委員会でぶつけていただく、これこそが開かれた民主主義の、本当に開かれた教育委員会になると思っておりますので、その辺のご理解をいただけたらなと思います。

○議長（中村勘太郎君） 金元君。

○6番（金元直栄君） いろいろお考えを持った方が教育委員になられていけばというところで、その点ではいいのですが、現実的に町の大きな課題に対してどういうお考えを持っているのかなんていうのは我々の関心事であります。

ただ、本当に医者としては、僕はいつも通っていて全幅の信頼置いている方ですけれども、やっぱりそのときに、じゃ、賛成できるかということ、先ほどと同じように賛成はなかなかできない。反対するかということ、反対もしないということで、無責任やって言われる人もいるかもしれませんが、退席したいと思えます。

○11番（上田 誠君） 同意見です。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

今の出席数ですけれども、ただいまの出席議員は11でございます。

討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

採決します。

議案第25号、永平寺町教育委員会委員の任命同意についての件を、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

～日程第29 議案第26号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第29、議案第26号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第26号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についての提案理由のご説明を申し上げます。

議案書108ページから109ページをお開きください。

この整備計画につきましては、当該辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき定める計画となっており、辺地における公共的施設の整備を図る際に辺地対策事業債を活用していくために必要な計画となっております。議案書の2事業は、公共交通の確保や住民の利便性の向上につながる事業及び安全な水道水供給の整備を確保するため、計画策定をしております。

このたび、県への事前協議が調いましたので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を定めるものです。

詳細につきましては、第1審議にて担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第30 諮問第1号 永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について～

～日程第31 諮問第2号 永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第30、諮問第1号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についてから日程第31、諮問第2号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についてまでの2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま一括上程いただきました諮問第1号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について及び諮問第2号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についての2件について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書110ページから113ページをお開きください。

現在、永平寺町人権擁護委員の白崎喜久子氏と中村祥子氏が本年6月30日をもって任期満了となるため、法務大臣に対し再任を推薦いたしますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

白崎氏及び中村氏は、令和3年7月より人権擁護委員として活躍しており、人権擁護に理解があり、人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、委員として適任であり、これまでの知識を生かし手腕を発揮していただけるものと期待しております。

白崎氏及び中村氏の略歴は記載のとおりです。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご意見賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） これより諮問第1号から諮問第2号までの2件について、1件ごとに審議を行います。

まず、諮問第1号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について、を議題といたします。

これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は、白崎喜久子君を適任とすることでご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についての件は、白崎喜久子君を適任とすることに決定いたしました。

次に、諮問第2号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について、を議題といたします。

これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は、中村祥子君を適任とすることでございます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についての件は、中村祥子君を適任とすることに決定いたしました。

暫時休憩します。

（午後 0時05分 休憩）

(午後 0時06分 再開)

○議長(中村勘太郎君) 休憩前に引き続き再開します。

諮問第1号及び諮問第2号は、お手元に配付しました意見のとおり答申したいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号及び諮問第2号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についての2件については、お手元に配付しました意見のとおり答申することに決定いたしました。

～日程第32 請願第1号 能登半島地震をふまえ、福井県内原発の総点検と原子力防災計画の見直しを求め、使用済み核燃料の乾式貯蔵に反対する請願～

○議長(中村勘太郎君) 次に、日程第32、請願第1号、能登半島地震をふまえ、福井県内原発の総点検と原子力防災計画の見直しを求め、使用済み核燃料の乾式貯蔵に反対する請願を議題といたします。

お諮りします。

この請願書は、お手元に配付しました請願文書表のとおり、会議規則第39条第1項の規定により総務産業建設常任委員会に付託したいと思えますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

よって、請願第1号、能登半島地震をふまえ、福井県内原発の総点検と原子力防災計画の見直しを求め、使用済み核燃料の乾式貯蔵に反対する請願の件を請願文書表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第33 議員派遣の件～

○議長(中村勘太郎君) 次に、日程第33、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。

議員派遣の件については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第128条の規定により、お手元にお配りしましたとおり派遣することにしたいと思えます。なお、派遣期間、派遣場所、派遣議員等の変更については、議長に一任願いたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定いたしました。

暫時休憩します。

(午後 0時10分 休憩)

(午後 0時10分 再開)

○議長(中村勘太郎君) 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

これをもちまして、本日の日程は全て議了いたしました。

本日はこれをもちまして散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

本日はこれをもって散会します。

なお、明日2月27日から3月3日までを休会といたします。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

よって、明日2月27日から3月3日までを休会といたします。

なお、3月4日は午前10時より本会議を開催いたしますので、ご参集のほどよろしく願いいたします。

本日はどうもご苦労さまでございました。

(午後 0時11分 散会)